

インターネット上の表現行為 安易な規制・削除は問題と指摘

丹波正史代表委員を責
任者に、法務省の人権擁
護局の丸山総務課長、大
橋調査救済課長、土手人
権啓発課長等と話しあい
を行いました。

先ず「部落差別解消
法」にかかわる国会附帯
決議の遵守を自治体に徹
底し、法の恣意的な拡大
解釈に毅然として対処す
ること。町民を罰則の対
象とする自治体条例や旧
同和地区を対象に住民実
態調査を全員対象に調査
をおこなっているところ
もあり、「旧身分の洗い
出し」は「新たな差別を
生むことがないように留
意」との附帯決議に反し
ないか、是正指導をする
のか見解をもとめまし
た。また、大分県内では
相談体制の充実等を口実
に「部落差別解消法」に
も定められていない予算

を講じないよう国の指導
を要請しました。省は
「国会審議の内容などを
参考にしつつ、それぞれ
の地方公共団体において
施策は検討すべきもの」
と回答。国による研修な
どで法の趣旨徹底をあら
ためて要請しました。

法の6条「部落差別の
実態に係る調査」に係わ
って、①法務省の人権擁
護機関が把握する差別事
例の調査、②地方公共団
体（教育委員会を含む）
が把握する差別事例の調
査、③インターネット上
の部落差別の実態に係る
調査、④一般国民に対す
る意識調査の4項目が取
り組まれたが、結果と分
析の公表を急ぐことを要
請。省は「4つの調査す
べてを報告書に取りまと
めた上で、できるだけ早
い時期に公表したい。時
期については決めていな
い」と回答。

人権啓発パンフなどが
40年も前の「結婚や就職
の差別」を今も根強く生
じているかのごとくとり
あげるのは、誤った理
解を広げ啓発不信を招い
ていることから、内容の
是正を人権啓発センター
に働きかけることを求め
ました。「センターに指
摘の内容については伝え
ている」と省は回答。

法務省は「インターネ
ット上の同和地区に関す
る識別情報の摘示事案の

立件及び処理について
(依命通知)」（2018
年12月27日）で「不当な
差別的取扱いをすること
を助長誘発する目的があ
るか否かは問わず、イン
ターネット上に特定の地
域が同和地区である、ま
たはあったと指摘する情
報を流通することをもっ
て識別情報の摘示の事実
が認められれば原則とし
て削除要請等の措置の対
象とする」とした。ま
た「インターネット上の
不当な差別的言動に係る
事案の立件及び処理につ
いて(依命通知)」（20
19年3月18日）では個
人のみならず「集団等が
差別的言動の対象とされ
ている場合であっても、
①その集団等を構成する
自然人の存在が認めら
れ、かつ、②その集団等
に属する者が精神的苦痛
等を受けるなど具体的被
害が生じている(又はそ
のおそれがある)」と認め
られるのであれば、やは
り救済を必要とする『特
定の者』に対する差別的
言動が行われていると評
価すべきこととなる」と
した。昨年12月の通知で
は、「個別具体的事情」
「個別の判断」が必要と
されているが、「表現の
自由」とも関わって慎重
な対応が求められる。部
落差別の歴史的本質」と
の記述も含め、通知の説
明を求めました。

省は通知内容を述べる
なかで、「もっとも特定の
地域を同和地区であると
指摘する書き込みでも、
表現の自由の観点等から
例外的に削除要請等の措
置を講ずることが相当で
ない場合も考えられ、こ
の例外に該当するかどうか
につきましては、個別
に事案ごとに具体的事情
を踏まえ慎重に判断して
いる」と、一律の対応で
はないこと、恣意性が働
きかねないが慎重に検討
すべき領域であることも
明らかになりました。

人権連から「ある市の
意識調査で同和地区や出
身者があたかも今日も存
在するかのような問いを
することは、新たな差別
をつくることになりかね
ず、省12月通知にも反す
る」と省の見解を整理す
べきと要請。また「識別
情報を摘示することのそ
の行為が、かつてと今で
どれだけの差異、違法性
が強い時代と弱くなった
時代での受け止め方と
か、部落の実態の変化も
見ないで、同じ文言で捉
えていることの危うさか
ある」「部落問題の歴史
的变化や、いまの到達を
示すこと」「ネット上の問
題は、なんでも削除では
なく自由言論市場の立場
で国民が民主主義の力を
蓄えていく方向でみるべ
き」と強く指摘しました。

(2面に資料)

国土交通省

台風19号による甚大な被害からの復旧・復興を急げ！

国土交通省交渉は、中島純男代表委員を責任者に各県代表10人が参加。省側は宿本尚吾住環境整備室長ら10人が対応しました。

最初に、中島代表委員が交渉の場の設定に感謝を述べた後、宿本室長が「住環境改善にとって少子高齢化に伴う難しい課題がある、本年9月に基本計画を見直し、来年度末を目標に検討すると」と述べ、7月に着任以

来、(大阪・京都・宮城・福岡)を視察したと挨拶しました。そして、要求に沿って、各担当が回答しました。

まず、西日本集中豪雨からの復興途上にある中、この夏の台風19号で千曲川(長野県)をはじめ、7県で堤防決壊など甚大な被害に対して、省は、「さまざまな治水事業を組み合わせて治水対策を進めていく」と回答しました。

福岡県の代表からは、「須恵川に砂礫の堆積状況」を写真で示し、下流域で浸水被害が出ている。福岡県は予算がない

と、西日本集中豪雨からの復興途上にある中、この夏の台風19号で千曲川(長野県)をはじめ、7県で堤防決壊など甚大な被害に対して、省は、「国は、国土強靱化対策に取り組んでおり、防災、減災のための取り組みを進めている」と回答しました。

急放流が影響している。ダムの水の管理はどうなっているのかに対して、「ダムの管理は国が行

ている場合もあるし、県が行っている場合もある。その他、電力会社が管理しているダムもある。事前放流については管理している所の判断になる」と回答。また、電力会社が管理しているダムも事前放流して対応する企業もでてきたが、真備町水書の教訓は今回の災害にどのように生かされたのかに対して、省は「今回の災害の原因等について検証しているところ。今後の治水対策等に生かさないといけないとは思っている」と回答しました。

補助単価については、再検証により改善している。建物の老朽化と入居者の高齢化に対応するため、建て替え時にエレベーターの設置やバリアフリー化等を考え、計画的に実行している」と回答。

さらに、街づくりから小の二戸一住宅の対策について、「耐用年数を超しているものは建て替え等を考えている。居住者の希望があれば払い下げも可能。公営住宅法44条1項、3項に定められており、以前に通知も出している地方整備局の管轄で、承認が必要な場合もある」と回答しまし

最後に、サービス付高齢者向け住宅は、事業所によってその運営内容に差がある。数が増えきており、今後は実際のサービスがどのようになるのかも含めて申請時にチェックする必要があるのでは対して、「現在、サービス付き高齢者向け住宅は24万戸ある。入居を希望している人が判断できると、それぞれの事業所がどのような運営をしているのかネット上で閲覧出来るようにしている。これからも活用してもらえよう積極的に情報発信していく」と答え

ました。

資料

法務省

いま起きようとしていること

5 同和問題の現状

(1) いまだ残る差別意識

2002(平成14)年3月に地対特種法が失効し、行政上の同和対策は特別対策から一般対策へ移行しました。同和地区・被差別部落と他の地域との生活実態面での格差は、長年にわたる国や地方公共団体などによる様々な取り組みの結果、相当程度解消されました。しかし、最近でも、同和地区・被差別部落出身者を露骨に中傷する表現や、同和地区・被差別部落の所在を示す書き込みがインターネット上に掲示されるなど、差別意識はまだ解消されとはいえません。今後とも、差別意識の解消については、人権という観点からの教育・啓発をより一層進めることが重要です。

同和問題に関し、どのような問題が起きていると思うか



(2) 結婚や就職の差別

人は自らの意思で婚や住生活を選ぶことはできません。国にも故郷があり、親しい人がいて、誇りにも感じるのが故郷です。その故郷を人に背けない、故郷が分かれると結婚や就職で差別を受けることはあってはなりません。しかし、結婚する相手や同和地区出身者であるかを調べるために、職歴上他人の戸籍謄本などを入手することがある者に依頼するなど、制度を悪用して、不正にその人の戸籍謄本を入手し、その結果、同和地区出身者であることを理由に、本人の人事や当事者の気持ちとは無関係に、結婚の機会を逃がったといった事件も起きたことがあります。

就職差別にも同じような事例があります。1975(昭和50)年頃、全国の同和地区・被差別部落の所在地などを記載した「部落地名総覧」と称する冊子が発行され、相当数の企業が購入していたことが発覚しました。冊子はすぐに回収され処分されましたが、掲載されていた「情報」は企業での採用決定に利用されるなど就職差別につながるものでした。就職差別は、生活にかかわる問題であり、場合によっては命を奪いかねない問題でもあることを国民として十分に認識する必要があります。

同和問題の解決には、正しい知識を持ってもらうことが重要です。しかし、頭の中ではわかっていても、いざ身近なこととなると、は団体などを理由にして正しい判断ができなくなるのでは、本音の意味で人権が身についているとは言えません。「悪いとはわかっていても、他の人たちがそうしているから、ということになれば本音は、差別を助長することにつながります。

結婚や就職の差別

2017年度人権教育啓発推進センター発行のパンフレットより

た。